

# 建築・住宅～大河原土木かわら版～

発行 宮城県大河原土木事務所建築班

〒 989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南 129-1

電話 0224-53-3918 FAX 0224-53-8090

E-mail okdbkkt@pref.miyagi.jp

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-doboku/>

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正について（後編）
- トレーラーハウスの取扱いについて
- 建築士の定期講習について

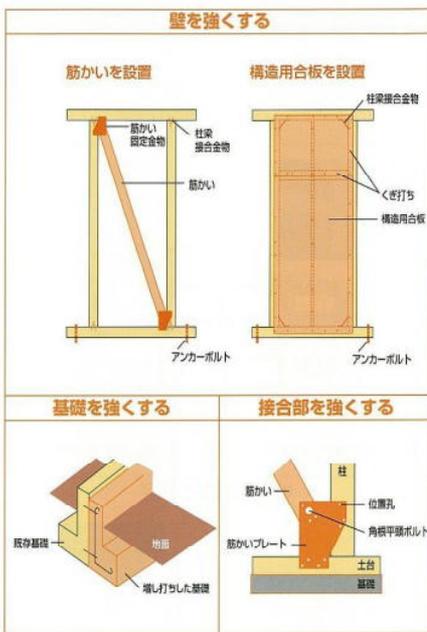
## ○建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正について（後編）

<宮城県 建築宅地課>

- ◆ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の一部改正  
前編では、大規模建築物等に係る耐震診断結果の報告が義務付けられたことや、耐震改修の円滑化のための新制度が設けられたことをご紹介します。  
後編では、「耐震改修の方法」などについてご紹介します。

### （1）木造の耐震改修工法（例）

## 耐震改修工法の紹介(木造)



<左図の例>

- ①壁を強くする  
開口部が多く、壁が少ない面や筋かいなどが入っていない壁が多い住宅は、筋かいや構造用合板を設置して強い壁を作ります。
- ②基礎を強くする  
基礎に大きいひび割れがある場合や劣化している場合には、新しい基礎を設置して強い基礎を作ります。
- ③接合部を強くする  
木造住宅は、壁や柱、はり、土台が一体となっていることが大切です。これらの接合部には金物を設置して接合部分を強くします。

この他にも重い屋根や外壁を軽い材料にする「建物の軽量化」を図る改修工法等もあります。

詳しくは、耐震改修の事例等をご紹介します「住まいの耐震改修ポイントと施工事例」（宮城県作成）のパンフレットがありますのでご参考にしてください。

(2) 非木造の耐震改修工法 (例)

# 耐震改修方法の紹介 (非木造)

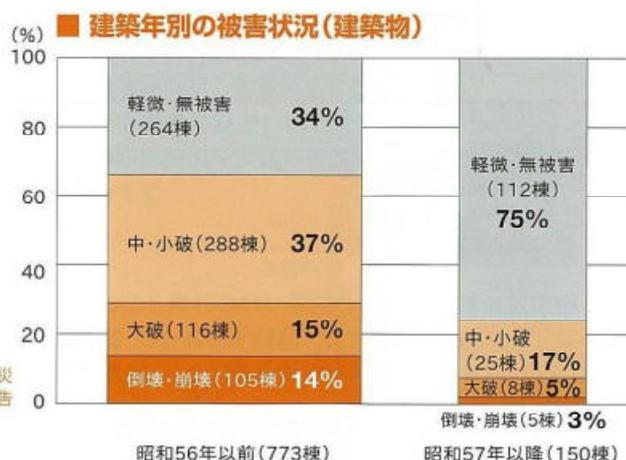
<p><b>耐震補強</b></p> <p>耐震補強は、耐震壁の増設、ブレースや外付けフレームの新設、柱・梁の補強を行う方法です。</p>	
<p><b>外付けフレーム</b></p> <p>建物を使いながら改修が可能で使い勝手の影響が少ない方法です。</p>	<p><b>補強耐震壁の新設</b></p> <p><b>柱の鉄板巻き補強</b></p> <p>■ 鉄板巻き補強</p> <p>■ 連続繊維巻き補強</p>
<p><b>制震補強</b></p> <p>制震補強は、制震ダンパーなどの制震装置により建物に伝わる地震力を軽減する方法です。</p>	<p><b>免震補強</b></p> <p>免震補強は、免震装置を基礎下や中間階に設置して地盤から伝わる地震力を大幅に軽減する方法です。</p>

(3) 昭和56年5月31日以前の建物について

# 昭和56年5月31日以前の建物は耐震性が不足している可能性があります

阪神・淡路大震災では、旧耐震基準で建てられた建築物に大きな被害が出ました。耐震診断を行い、耐震性が不足している場合は、耐震改修を進めることにより、大震災による被害を大幅に軽減することが可能となります。

出典：平成7年阪神・淡路大震災  
建築震災調査委員会中間報告



※上の表は、阪神・淡路大震災での昭和56年以前に建てられた建築物と昭和57年以降に建てられた建築物の被害状況を比較したものです。

(4) 耐震診断について

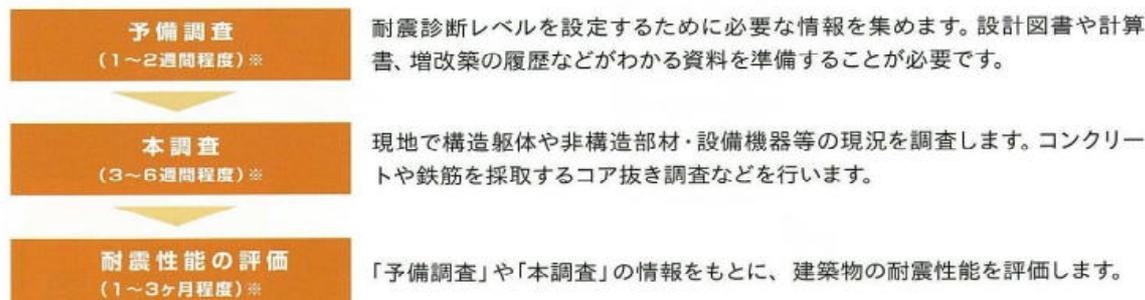
## まずは耐震診断をしましょう

### 建築物の耐震診断について

建築物の耐震性能を評価し、耐震改修が必要かどうか判断するのが耐震診断です。耐震基準が大きく変わった昭和56年(1981年)5月以前に建てられた建築物は、耐震診断が必要です。

耐震診断の方法は、耐震改修促進法に基づく告示(平成18年国土交通省告示第184号)によって定められ、構造ごとの耐震診断基準が使われています。

### 耐震診断の流れ



※建築物の規模や形状により異なります。構造図等がない場合は、図面の復元に時間がかかります。

自分の家が地震に対して安全なのかどうか、耐震改修が必要なのかどうかは耐震診断をしてみないとわかりませんので、まずは耐震診断をしてみたいはかがでしょうか。

「最初から専門の方に頼むのも！」とお思いの方もいると思います。

そこで自分の家（木造住宅）の耐震性能がどの程度なのか知りたい場合は、「誰にでもできるわが家の耐震診断」（国土交通省住宅局監修）というパンフレットがありますので、今後の対策の参考としてご活用ください。

診断の仕方は、問診表形式になっていて、

- ・家を建てたのはいつ頃ですか？
- ・いままでに大きな災害に見舞われたことがありますか？
- ・増築についてはどうですか？
- ・どのような基礎ですか？

など、全部で 10 項目を問診する仕方です。その問診した評点の合計点数で診断、判定します。各項目に図で説明がありますのでわかりやすくなっています。

## ○トレーラーハウスの取扱いについて <宮城県 建築宅地課>

### 今後の取扱い

宮城県では今後の取扱いとして、

①使用形態が一定の場所に滞留し、移動目的がないもの。

②規模、形態、設置状況等から随時任意に移動できないもの。

のいずれかに該当するものは、建築基準法第 2 条第 1 項に規定する建築物として取扱うこととしましたのでお知らせいたします。

## ○建築士の定期講習について <宮城県大河原土木事務所 建築班>

平成 20 年 11 月 28 日から新しい建築士制度が施行され、建築士事務所に所属する建築士の方に対し、3 年ごとの定期講習の受講が義務づけられた「定期講習制度」のことはご存じのことと思います。

定期講習受講の有無については、建築確認が申請された場合に、その申請書に記載されている代理人や設計者、工事監理者の方の定期講習の受講履歴を確認させていただいております。

前回の講習会から、3 年目が近づいている建築士の方（中には 3 年目が近づいていることを忘れての方もいます。）には、その旨お伝えし、定期講習を受講するよう指導させていただいております。

建築士の定期講習については、個人で設計事務所を開設し、所属建築士も自分一人であるという設計事務所の方は、自分自身で管理していかなければなりません。法人、個人を問わず設計事務所を開設し、所属建築士がいる設計事務所の管理建築士の方は、所属建築士の講習履歴等の状況も把握しておく必要がありますので、所属建築士の方が定期講習を期限内に受講するようご指導ください。

※定期講習は、一級、二級、木造建築士の方だけではなく、構造設計、設備設計一級建築士の方も義務づけられています。

～ お知らせ ～

かわら版のバックナンバーや各種情報を掲載しています。

大河原土木 建築班

検索